

議事要旨(5) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

議論の進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開発する会計基準について、IFRS 第 15 号とほぼ文言レベルで一致を目指していくのかどうかについて、方向性を早く決定した方がよいのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 全般的な進め方の方向性については、次回議論する予定である。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開発する会計基準の記述を少なくして、IFRS 第 15 号を適用する企業に支障が生じないように、またそれ以外の企業にとって過重な負担とはならないようにするのがよいのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS を連結財務諸表で任意適用している企業の要望と、日本基準を連結財務諸表及び個別財務諸表で適用している企業における過大な負担の回避とのバランスを、どのようにとるべきかについて検討する必要があると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 例えば、工事進行基準については、IFRS 第 15 号より日本基準における理論の方が堅牢であり、IFRS 第 15 号の解釈の幅は広いようにも考えられるが、IFRS 第 15 号の考え方を認めて会計基準の開発を行う場合には、日本特有の取引について IFRS 第 15 号を広義に解釈することによって、現在の日本基準における実務を認めるという検討ができるのではないか。

【論点 9】一定の期間にわたり充足される履行義務

課題 5：一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件を満たす可能性のある小口工事や工期がごく短い工事について、現在の日本基準と異なる点について対応を図るかに

ついて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 仮に一般的な重要性とは別に重要性の定めを置く場合には、当該定めがないときに過大なコスト負担が生じる等の理由が必要となると考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 重要性の定めに関しては、適用コスト、有用性、比較可能性等の観点から、何らかの方針をもって定める必要があると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 一般的な重要性として、実務上、監査上の重要性の考え方が参考にされるが、その場合、企業が金額的重要性を示す必要があり、また企業の利益水準等により每期異なる金額が重要性として適用される可能性がある。収益認識のように取引件数が多いものを取り扱う会計基準の場合には、個別に重要性を定めた方が適用上のコストはかからないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 収益認識基準における論点は多いため、どの項目に対して、どの程度、重要性の定めを置くかという検討が容易ではないと考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 会計基準に重要性の定めを置くこととする場合には、一般的な重要性の定めのみでは実務において有用ではないため、必要であれば、個別項目に重要性の定めを置くことがよいのではないか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 現行の我が国における収益認識の実務については、比較可能性が阻害されるほどの瑕疵があるとは認識していない。今回の会計基準の開発においては、業種を越えて国際的な会計基準における重要な概念を統合的な考え方として取り込むことに意義はあると考えられるが、問題が生じていない実務について過大なコストをかけることとなるのは意味がないと考えられる。収益認識の会計基準は、適用される取引件数が膨大であり、日本基準として小規模企業も適用する可能性があることを考えると、会計基準として初めから金額的重要性の閾値を定めることにより、作成者に過大なコストを負担させることを避けるのが妥当ではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS 第 15 号の軸となる考え方を開発する日本基準に含めることによって、現行の我が国における実務がどのように影響を受けるかということを把握し、それについ

て、どのように対応するか検討することになると考えられる。

【論点 10】一時点で充足される履行義務

課題 1：出荷基準に対する対応について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 15 号の結果との差異が重要でない場合に、過重なコストが生じることを避けるためには、方法 2 のように期を跨ぐ取引に重要性がない場合に出荷基準の適用が妨げられないことを明示することが有効かつ有用な対応なのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員会では、一般的な重要性以外の重要性の定めを置くことは困難ではないかという意見が聞かれた。

課題 2：割賦販売に対する対応について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 15 号における考え方を基礎とした上での理由付けや文言の解釈を行うことによって、現在の日本基準における実務について、IFRS 第 15 号から大きくは異ならないとして認める方向で検討することも考えられるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 割賦販売については、IFRS 第 15 号の枠内において認められるとすることは困難ではないかと考えられる。

【論点 13】本人か代理人かの検討（総額表示又は純額表示）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本人か代理人かの総合的な判断が困難な場合でも、方法 4 のように一律に収益を純額表示することを容認するという方法は極端であり、企業による判断や解釈を行うこととする方がよいのではないか。また、設例はあった方がよいが、作成することの限界があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 我が国における業界内の比較可能性の観点からは、当該論点について設例を作成することがよいのではないかという意見が専門委員会では多かった。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 設例を作成することは業界の実務に精通していないと困難であり、実行可能性に懸念がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 業界に関連する設例を作成する場合には、関連する業界の作成者や監査人の協力が必要になると考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 各企業によって取引条件等が多少は異なる可能性があり、設例を作成することは困難であると考えられるが、我が国の業界固有の取引があるのであれば、それに限定して設例を作成することが考えられる。
 - 本人か代理人かの検討については、親会社と子会社の判断の整合性や連結調整について難しい部分があり、連結財務諸表における取扱いと個別財務諸表における取扱いとの関係についても検討する必要があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本人か代理人かの検討については、小売業や建設業における取引実務は我が国特有のものもあり、また影響が大きいため、何らかの対応を検討する方向性で考えている。

以 上